



青森県基本計画

「選ばれる青森」
への挑戦

支え合い、共に生きる

県税の課税免除制度の改正

過疎地域における県税の課税免除の制度が、次のとおり改正されました。

○ 改正の内容

区分	改正後	改正前
対象地区	過疎地域の区域等のうち、 市町村計画に定められた産業振興促進区域	過疎地域
対象業種	製造業 旅館業(下宿営業除く) 農林水産物等販売業 情報サービス業等 ※市町村計画に定められた振興すべき業種	製造業 旅館業(下宿営業除く) 農林水産物等販売業
	個人の畜産業又は水産業 ※自家労力 1/3 超 1/2 以下	個人の畜産業又は水産業 ※自家労力 1/3 超 1/2 以下
取得価額	500 万円以上 ※製造業、旅館業については、資本金の額等が 5,000 万超 1 億円以下の法人にあっては 1,000 万円以上、資本金の額等が 1 億円超である法人にあっては 2,000 万円以上。	2,700 万円超
対象となる設備投資	取得、製作、建設 ※建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。 ※資本金の額等が 5,000 万円超である法人は新設、増設のみ。	新設、増設

県税の特別措置については、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部	(代)017-722-1111 内 6610・6613 (直)017-734-9972・9973	〒030-8530 青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 1 階
中南地域県民局県税部	(代)0172-32-1131 内 228・327 (直)0172-32-4341	〒036-8345 弘前市蔵主町 4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代)0178-27-5111 内 208・235 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田 7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代)0173-34-2111 内 208・212 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代)0176-22-8111 内 207 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代)0175-22-8581 内 208 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎内



青森県・地域県民局県税部

○ 県税の特別措置の概要

区分	要件			特別措置の内容		
	業種 (産業分類)	取得価額	増加 雇用者	税目	適用 期間	
課 税 免 除	産業振興促進区域 における課税免除	製造業 旅館業(下宿営業除く) 農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上 <small>(製造業、旅館業については、 資本金の額等が5,000万超 1億円以下の法人にあつては 1,000万円以上、資本金の額 等が1億円超である法人にあ つては2,000万円以上)</small>		不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税	3年間
		個人の畜産業又は水産業 (自家労力1/3超1/2以下)	なし		事業税	5年間
	認定地方活力向上 地域等特定業務施 設整備計画に従っ て整備される特定 業務施設に係る課 税免除	移転型事業に係る全ての 業種(風俗営業等以外) 【移転型事業】 東京23区から県内に本 社機能に移転して整備す る事業	3,800万円以上 (中小事業者、 中小企業者及び 中小連結法人は 1,900万円以上)		不動産取得税	— (取得の時)
			事業税 固定資産税		3年間	
承認地域経済牽引 事業のために設置 される施設に係る 課税免除	なし (地域経済牽引事業)	1億円超 (農林漁業及び その関連業種 5,000万円超)		不動産取得税	— (取得の時)	
				固定資産税	3年間	
	復興産業集積区域 における課税免除 (※)	なし (産業集積事業又は建築 物整備事業)	なし		不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税	5年間
不 均 一 課 税	認定産業振興促進 計画区域における 不均一課税	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業(下宿営業除く)	500万円以上 <small>(製造業・旅館業については、 資本金の額等が1,000万超 5,000万円以下の法人にあつ ては1,000万円以上、5,000万 円超の法人にあつては2,000 万円以上)</small>		不動産取得税	— (取得の時)
					事業税 固定資産税	3年間
	原子力発電施設等 立地地域における 不均一課税	製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	2,700万円超	製造業 以外 15人超	不動産取得税	— (取得の時)
				事業税 固定資産税 (倉庫業除く)	3年間	
	認定地方活力向上 地域等特定業務施 設整備計画に従っ て整備される特定 業務施設に係る不 均一課税	拡充型事業に係る全ての 業種(風俗営業等以外) 【拡充型事業】 県内にある本社機能を 拡充または東京23区以外 の地域から県内に本社機 能を移転して整備する事 業	3,800万円以上 (中小事業者、 中小企業者及び 中小連結法人は 1,900万円以上)		不動産取得税	— (取得の時)
					固定資産税	3年間

(※)復興産業集積区域内において令和3年3月31日までに対象施設等を新設又は増設すること。

県税・市町村税インフォメーション <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>